

## 豊橋市建設工事事後審査型総合評価競争入札試行要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊橋市の発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札のうち入札参加資格の審査を入札執行後に行う特別簡易型総合評価方式（以下「事後審査型総合評価落札方式」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事後審査型総合評価落札方式入札の対象)

第2条 事後審査型総合評価落札方式入札に付する建設工事は、財務部長が決定する。

### (入札参加申込書)

第3条 入札参加希望者は、電子入札案件においては、電子入札システムにより当該入札案件に対し入札参加申込書及び加算点申告表を提出し、入札参加の意思を表示しなければならない。

### (工事費等内訳書)

第4条 入札参加者は、初度入札時に入札価格の根拠となる工事費等内訳書を提出しなければならない。

### (落札決定の保留)

第5条 契約検査課長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格及び加算点を審査するため、落札決定を保留する。

2 前項の落札候補者とは、予定価格の制限の範囲内の価格で、失格判断基準以上の価格をもって入札をした者をいう。

### (参加資格審査に必要な書類の提出)

第6条 契約検査課長は、落札候補者通知書（様式1）により、落札候補者のうち評価値の最も高い者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、速やかに、別に定める総合評価落札方式一般競争入札参加資格申請書の提出を求めるものとする。

2 前項の書類は、提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（豊橋市の休日を定める条例（平成3年豊橋市条例第3号）第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に提出しなければならない。

3 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に書類を提出しないとき又は参加資格の審査のため契約検査課長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

#### (参加資格の審査)

第 7 条 契約検査課長は、入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者のした入札を無効とし、次に評価値の高い落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。評価値の高い順に落札候補者について審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

2 入札参加資格を満たす落札候補者が確認できた場合、当該落札候補者より提出された技術資料の審査を行う。技術資料審査の結果、評価値が次順位の評価値を下回った場合、評価値の高い順に順次審査を行い、評価値が最も高いものが確認できるまで審査を行うものとする。

- 3 前 2 項の場合において、評価値が等しい落札候補者がいる場合にはくじにより審査の順序を決定する。
- 4 第 1 項及び第 2 項の審査は、入札書及び工事費等内訳書、加算点申告表、総合評価落札方式一般競争入札参加資格申請書により行うものとする。ただし、必要に応じて別途資料を求めることができるものとする。
- 5 参加資格及び加算点の審査に際し、当該落札候補者の行為が悪質であると契約検査課長が認めるときは、豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領に基づき不正業者として財務部長に報告するものとする。

#### (落札者の決定等)

第 8 条 契約検査課長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たし、評価値の最も高いことが確認された落札候補者を落札者として決定し、落札者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該落札候補者が低入札調査基準価格未満の価格で入札をした者である場合は、入札参加資格を満たし、評価値の最も高いことが確認された場合であっても落札者とせず、豊橋市低入札価格調査実施要領の定めるところにより落札者を決定するものとする。

3 契約検査課長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合及び申告した加算点の誤りにより第一順位の落札候補者であることが確認できなかった場合は、当該落札候補者に対して通知するものとする。

4 前条の審査並びに第 1 項及び前項の通知は、第 6 条第 2 項に規定する資料提出期限の翌日から起算して原則として 3 日（休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、当該審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

5 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものほか必要な事項については、豊橋市建設工事等一般競争入札実施要領及び豊橋市総合評価競争入札実施要領の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に公告を行う案件から適用する。

○豊 契 号 外  
年 月 日

様

豊橋市長

落札候補者通知書

先般入札を行った下記工事について、貴社が落札候補者となりましたので通知します。

については、総合評価落札方式一般競争入札参加資格申請書を入札情報サービスよりダウンロードの上、提出してください。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1. 入 札 日 | 年      月      日                                     |
| 2. 工 事 名 |   |
| 3. 工事場所  |   |
| 4. 提出期限  | 年      月      日必着                                   |
| 5. 提 出 先 | 郵便番号 440-8501<br>豊橋市今橋町1番地<br>豊橋市役所契約検査課 担当<br>電話番号 |